

第 80 回神戸市個人情報保護審議会 議事録

1. 日 時 平成 29 年 3 月 14 日（火）13 時 00 分～15 時 15 分
2. 場 所 神戸市役所 1 号館 14 階 AV1 会議室
3. 出席者
 - (1) 審議会委員（敬称略・五十音順）
荒川雅行、大井義規、門野隆弘、川崎真二、北川学、玉置久、灘本明代、西村裕三、藤浪芳子
 - (2) 実施機関の職員
保健福祉局高齢福祉部国保年金医療課長
保健福祉局高齢福祉部高齢福祉課長
行財政局総務部行政経営課長
保健福祉局障害福祉部障害者支援課担当課長
住宅都市局住宅部住宅管理課長
ほか
 - (3) 事務局の職員
市民参画推進局参画推進部長、市民情報サービス課長、
企画調整局情報化推進部 ICT 計画推進担当課長 ほか
 - (4) 傍聴者
なし
4. 議 題
 - (1) 審 議
 - ①福祉医療システムへの情報項目の追加について
 - ②フレイル健診の対象者の拡大に伴う住民基本台帳情報の利用について
 - ③敬老優待乗車証更新にかかる行政事務センター申請受付システムの構築について
 - ④子ども・子育て支援新制度の利用認定申請にかかる電子申請等の導入について
 - ⑤障害者総合支援法指定事業所管理システムへの情報項目の追加について
 - ⑥防犯カメラの設置について
 - ⑦類型事項の改訂について

5. 議事要旨

(1) 審 議

①福祉医療システムへの情報項目の追加について

保健福祉局高齢福祉部国保年金医療課から、福祉医療システムへの情報項目の追加について、条例第 11 条（電子計算機処理の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

- 委 員 ただいまの説明につきまして、ご質問がありましたらお願いします。
- 委 員 運用上の保護に、「入退室は関係者のみに限定」とありますが、この関係者というのは具体的にはどのような方々なのでしょう。
- 国保年金医療課 関係者といいますのは、福祉医療システムを管理していますシステム担当者になります。基本的に福祉医療システム担当以外の者がサーバ室に立ち入って作業をすることはありません。
- 委 員 福祉担当の中のシステム管理担当者ということでしょうか。
- 国保年金医療課 福祉医療システムのシステム管理担当者ということになります。
- 委 員 人数的には、ごく限られているということでしょうか。
- 国保年金医療課 はい。
- 委 員 2 ページの追加項目の中で、「住所地特例の該当・非該当」という項目がありますが、これはどういうもののでしょうか。
- 国保年金医療課 住所地特例といいますのは、介護保険上の制度なのですが、神戸市に住所はあるものの、神戸市以外の市町村で介護保険の適用を受けている状態のことをそのように呼んでおります。施設の多くある市町村に、その施設に入所することを目的に住所を移された場合、そのような市町村の保険料の財政的な負担が重くなってしまいますので、そうならないように、介護施設に入ることを目的として住所を移転しているようなケースに関しては、移転先に住民票はあるのだけれども、従前の場所で介護保険を適用するというようになっております。今回、なぜこの項目を設けるのかといいますと、先ほどの説明にありましたように、要介護情報につきましては、本人の同意を得た上で、介護保険担当に対して確認をしますのでけれども、毎年更新をする必要がありますので、毎年当該の方が要介護 2 以上であるかどうかを確認していくのですが、住所地特例の場

合、他市町村で介護保険適用となっていれば本市に要介護情報がないということになります。本市に要介護認定の情報がなくても、他市町村で認定を受けている可能性がありますので、その確認のための目印として、登録しているという趣旨でございます。

- 委員 他にご質問がございませんでしたら、この諮問案件について審議会としての答申の方向性をまとめたいと思います。
- 老人医療費助成制度の見直しによる高齢期移行者助成制度への移行に伴い、介護保険法に基づく要介護度2以上であることが新たに資格要件として追加されるため、福祉医療システムに要介護情報に関する項目を追加して電子計算機処理することは不可欠であり、公益に資すること、また個人情報の保護措置も徹底される予定であることから、本審議会の意見としましては、「妥当」であるといったしたいと思います。

②フレイル健診の対象者の拡大に伴う住民基本台帳情報の利用について

保健福祉局高齢福祉部国保年金医療課から、フレイル健診の対象者の拡大に伴う住民基本台帳情報の利用について、条例第9条（利用及び提供の制限）及び条例第11条（電子計算機処理の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

- 委員 ただいまの説明につきまして、ご質問がありましたらお願いします。
- 委員 12月の時点で、スタンドアロンPC、いわゆる健診システムに健診結果を入力して、分析結果を本人へ返しているということでしたが、それに加えて、今回は案内用の図中の点線の流れを、追加するということですね。
- 国保年金医療課 そうです。
- 委員 本来業務そのものは、従前どおりということによろしいですね。
- 国保年金医療課 前回、ご説明しました際には、住所、氏名等は調査票に記載のものをそのまま入力するというので、情報管理をするということで、現在、運用しておりまして、今回は、只今ご指摘いただきましたとおり、案内発送用の住所、氏名データの提供を受けまして、その用途に限定した形で管理を行いたいと考えております。
- 委員 本来業務の方は、従前同様に、手入力によるということですね。

- 国保年金医療課 現時点においては、そうです。今後は、将来的にはデータ管理を、住記システムとも連携しながらデータベース化を図りたいと考えておりまして、その際にはネットワークの構築ですとか、スタンドアロン PC ではなくサーバ化によるシステム構築というものを考えていきたいと思っておりますが、現時点におきましては、いまご説明しました範囲内に限った運用で、今回、諮問させていただいております。
- 委 員 本来業務と、今回追加の案内送付の部分は、共にこのスタンドアロン PC に入っていますが、基本的には分かれていると。
- 国保年金医療課 そうなります。両者はリンクはしていない状態です。
- 委 員 資料の「概要」に周知と記載がありますが、これは今回 1 回だけですか。それとも毎年されるのでしょうか。
- 国保年金医療課 毎年、対象となる方にはご案内を送りたいと考えておりまして、今回の内容は、まず 29 年度限りの取扱いとして諮問させていただきたいと思っております。次年度以降は、また改めて、先ほどご説明しましたようなシステム構築も含めて、考えていきたいということです。
- 委 員 印刷会社に USB メモリを渡すということかと思うのですが、パスワードはどのように伝えるのでしょうか。
- 国保年金医療課 パスワードにつきましては、予め私どもと業者との間で取り決めさせていただきます。
- 委 員 その都度変更したりはしないのでしょうか。
- 国保年金医療課 今回は 1 回限りの受け渡しになりますので、このような形で考えております。
- 委 員 来年はどうするのでしょうか。
- 国保年金医療課 案内は毎年度送付しますので、30 年度には同じような業務は考えておりますが、定期的には行いませんので、30 年度以降の運用につきましては、また改めて諮問するという事で考えております。今回は、生年月日を特定した形で、29 年度中に 65 歳になられる方についてのだけの諮問となります。

- 委員 システム的にはできないのでしょうか。
- 国保年金医療課 システム的に行うべく、これから構築しようとしておりまして、できれば 30 年度からは、新しく構築したシステムで運用できればと考えております。その際には改めて、個人情報の電子計算機処理に係る諮問をさせていただきます。今回は 1 回限りの措置ということで、ご理解いただければと思います。
- 委員 そのシステム構築の際にですが、パスワードの受け渡し方法等についても記載をいただけますでしょうか。
- 国保年金医療課 外部と情報をやり取りする際のパスワードの運用について、記載させていただきます。
- 委員 他にご質問がございませんでしたら、この諮問案件について審議会としての答申の方向性をまとめたいと思います。
加齢に伴う筋力や心身の活力の低下により、要介護状態に移行しやすい「フレイル」を早期発見するためのフレイル健診において、対象者を 65 歳の全市民に拡大することに伴い、住民基本台帳情報を利用して新たな対象者に案内を送付することは、対象者の適切な受診に寄与するものであり、市民サービスの向上に資すると認められること、また、個人情報の保護措置も徹底される予定であることから、本審議会の意見としましては、「妥当」であるをいたしたいと思います。

③敬老優待乗車証更新にかかる行政事務センター申請受付システムの構築について

保健福祉局高齢福祉部高齢福祉課から、敬老優待乗車証更新にかかる行政事務センター申請受付システムの構築について、条例第 7 条（収集の制限）及び条例第 11 条（電子計算機処理の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

- 委員 ただいまの説明につきまして、ご質問がありましたらお願いします。
- 委員 システム構築図について、青色の①から印刷業者へデータを渡すように記載されていますが、これは専用線か何かでされるのでしょうか。
- 高齢福祉課 媒体で渡すようになっております。
- 委員 それを記載されたほうがよいと思います。
スルッと KANSAI システムから青色の⑧が出ているかと思うのですが、

⑧の受けがなくて突然⑨に飛んでいるような気がするのですが。⑨の青は⑧なのではないかと。

○高齢福祉課 ICカードの現物ですので、神戸市として現物を受け取って、送付するというので、⑧→⑨という記載にしております。

○委員 神戸市が間に入っていると。そこから現物が⑨で送付されるということですね。PiTaPaカード発行システムの図で、住所・氏名・性別・生年月日と記載があるのですが、このように多くのデータをベースとして持っているのでしょうか。

○高齢福祉課 はい。この別図につきましては、既に発行等を業務として行っておりまして、その部分を省略している部分がございます。図の灰色の部分、行政事務センターの管理用データベースの「本人の情報」が、今回の条例11条の諮問に関する部分でございます。スルッとKANSAIシステムから福祉情報システムに届いている条例7条の諮問に関する本人情報であったり、その先のシステム内フォルダの条例11条の諮問に関する本人情報であったりというところが、今回ご審議いただく部分となっております。その他の部分は、既に諮問済という部分もありまして、すべて記載すると図が煩雑になりますので、一部省略させていただいております。

○委員 データフローとして赤色のデータがあるんですが、赤④のチャージ残高が、突然、赤③のデータフローから飛んでいたりですか、よく分からない点があるのですが。

○高齢福祉課 赤③と赤④は直接つながっているわけではなく、赤③では対象者の方からデータをもらってくる、赤④ではカード発行会社からチャージ残高の情報をもらってくる、それを最終的に行政事務センターで統合して、ひとつのデータとして完成させるということになっております。

○委員 この番号は、データフローの流れ図としての番号ではないということですね。

○高齢福祉課 一つ一つが完全につながっているというわけではございません。

○委員 目印としてインデキシングされているだけということですね。

○高齢福祉課 はい。言い方を変えると①②③というのは市民からの手続きの流れということで実際にあるのですが、赤④以降は異なる番号にしておいた方が

よかったかもしれません。

- 委員 赤④と⑤は離れた位置にありますが、これはこれでよいということですね。
- 高齢福祉課 チャージ残高が福祉情報システムで復号化された後、行政事務センターのシステムへ渡すというところで、動きとしての番号を付けております。
- 委員 行政事務センターの福祉情報システム端末と高齢福祉課の福祉情報システム端末の間は、点線で描かれていますが、これは専用回線で結ばれているということでしょうか。
- 高齢福祉課 はい。福祉情報システムの中の一部ということになりますので、システムとしてはつながっております。ただ、設置場所が離れておりますので、このデータの受け渡しに関して必要な情報しか見ることにはできないようになっております。今回のシステムに関しては、このデータを受け取るためのフォルダを両方で設けまして、必要な画面にのみアクセスできるような、受け渡しの場所を設けております。
- 委員 行政事務センターの管理用データベースがサーバのようになっていて、高齢福祉課内のシステム内フォルダが、データとしてはその一部分のようになっているのは、この部分だけが専用回線を通して見ることができる、ということでしょうか。
- 高齢福祉課 このシステム内フォルダといいますのは、基本的にはスルッと KANSAI システム、他社とのやり取りになりますから、暗号化・復号化が必要ですので、それを高齢福祉課で行うということで、設けております。そのフォルダに復号化した後、やり取りできるようにしてございまして、行政事務センターと高齢福祉課がデータを受け渡ししてしております。
- 委員 それに関しては、専用回線を介してですね。この図では、管理用データベースがあって、福祉情報システム端末に対しては DVD マークがあるのですが、これはどのような仕組みなのでしょう。
- 高齢福祉課 福祉情報システムと申請受付システムは異なるシステムですので、その間は線ではつながっておらず、媒体でやり取りするということになっております。
- 委員 DVD によりシステム内フォルダから条例 11 条の諮問に係る 3 つの情報

についてデータが行く、ということですね。それで、システム端末同士がつながって、このシステム内フォルダに保存されると。

- 高齢福祉課 必要なデータのみがやり取りされて、高齢福祉課で必要なデータだけを持って、そこでまた暗号化して、スルッと KANSAI へ渡すということです。
- 委員 業者への媒体によるデータの受け渡しについては、記載しておいてください。
- 委員 これは10年で有効期限を迎えて、次の発行のためのものなのですか。
- 高齢福祉課 はい。いまも更新業務は経常的にあるのですが、このケースでは大量に発行しますので、この行政事務センターでも大量に受け付けるということになります。
- 委員 また次も10年でしょうか。
- 高齢福祉課 はい。この期間というのは PiTaPa システムの有効期限の中でも、最長の期間となっております。
- 委員 10年が最長なのですね。有効期間の途中で、もう必要ない、という場合は。
- 高齢福祉課 そのような場合は、敬老パスの返還ということで、お返しいただいてシステムから落とすということになるのですが、また再度使われるということでしたら、再申請いただいて、また当システムの中で登録をするということになります。
- 委員 チャージ残高の口座振込化ということなのですが、ICカードなのでしたら残高情報も、簡単にデータとして新しいカードに移動させたらよいのではないかと思うのですが。振込みにしなければならないのですか。
- 高齢福祉課 スルッと KANSAI システムでは、旧カードから新カードへ残高情報を移行することができません。
- 委員 10年毎の更新ということで、途中で使わなくなった、紛失した、使用者がお亡くなりになったというケースもあるかと思うのですが、そのような場合の個人情報とチャージ残高の扱いというのは、どのような処理に

なっているのでしょうか。

○高齢福祉課 紛失等の場合につきましては、区役所で申請をしていただいて再発行の手続きに入りますが、お亡くなりになった方に関しましては、福祉情報システムのところで住記システムとつながっていますので、そこで把握しまして、廃止ということでデータを落とすこととなります。市外へ転出された方に関しても、使用を停止する手続きをすることとなります。

○委員 有効期間の途中で使わなくなった場合、チャージ残高というのはスルッと KANSAI のストックとして残っていくということになるのでしょうか。

○高齢福祉課 お亡くなりになった方につきましては、ご親族の方が手続きをされましたら、従前は駅の窓口でお返しをするという形になっております。紛失された方も、区役所で手続きいただいた後に、駅の窓口でお返しするという形になっております。金額等はデータとして把握していますので、それを基にお返しするという形になります。諮問にかかる更新のケースでも、件数が少なければそのような駅での対応ということも考えられたのかもしれませんが、10万人近い対象者の方に駅までお越しいただくことは現実的ではありませんので、振込みという形で市民の方への負担を少なくしたいと考えております。

○委員 先ほどのような、遺族の方への返還などは、申請が無くても自動的になされるのでしょうか。

○高齢福祉課 口座情報等は私どもでは把握しておりませんので、申請を受けてお返しする、という形になっております。

○委員 残高確認のタイミングについてですが、新しいカードが受け取られた段階で古いカードは使えなくなって、その後に残高を把握するという形なのでしょうか。

○高齢福祉課 有効期限を迎えてから、スルッと KANSAI で金額の抽出をすることとなります。

○委員 有効期限までは、併用して使えるということでしょうか。

○高齢福祉課 新しいカードが届けば、古いカードは廃棄をお願いして、新しいカードを使っていただくこととなります。それ以外のところは、カードの期限

が来てから、精算もさせていただくということになります。

- 委員 員 カード発行会社から収集するのは、チャージ残高と振込状況ですね。それが福祉情報システム経由で申請受付システムの管理用データベースに届くというデータの流れていいのですね。PiTaPa カード発行システムから収集してくる赤⑤のチャージ残高、赤⑩の振込状況を、管理用データベースにある情報とあわせて、赤⑥の総合振込データが作られる、という理解でよいでしょうか。
- 高齢福祉課 PiTaPa カード発行システムからは、まずチャージ残高が届きます。口座振込は今回が初めてですので、口座情報は市民の方から、チャージ残高の口座振込みの指定書で提出いただいたものを、総合振込データに反映することになります。
- 委員 員 口座情報が住民から届いて、それが PiTaPa カード発行システムまで届くわけですね。どこでどのような情報が冗長されて、流れていくのかということを知りたかったので。赤⑥総合振込みデータ作成、とあり、フローには書かれているのですが、システムには記載がなくて、システム内フォルダの中にも特に書かれていないのに、総合振込みデータの暗号化と、連携後に削除すると書かれているのですが、総合振込み用データはどこで作成されるのでしょうか。申請受付システムで作られるのでしょうか。
- 高齢福祉課 総合振込データといいますのは、口座番号や金額等をあわせて、管理用データベースで作成して、最終的にはスルッと KANSAI システムへ送ります。
- 委員 員 システム内フォルダに一時置かれると。金融機関口座情報というのは、そこに置かれるのですよね。チャージ残高と、振込み状況というのはカード発行会社から来た情報ですね。
- 高齢福祉課 振込状況といいますのは、金額と口座情報をスルッと KANSAI へ送りまして、その処理の結果、完了したとか、エラーが発生したという状況が、振込状況として、赤⑨で帰ってきます。それを最終的に管理用データベースに戻して、この方の振込みは完了したとか、この方はエラーが生じたので修正しなければならない、といった処理を行います。
- 委員 員 情報がどこで生まれて、どこで消えているのかというのが、知りたいところです。総合振込みデータという表現を用いるのであれば、それに徹

底したほうがいいのではないかと思います。3つのもの（金融機関口座情報、ICカード番号、チャージ残高）の集合体に名称を与えているのに、他の箇所では3つのものの要素で書いているというのは、本質が見えにくくなるかなと思います。システムフォルダの中のデータは、削除するのですよね。

- 高齢福祉課 はい。
- 委員 員 ただし、管理用データベースには残高や振込状況のデータは残ると。ここはセキュリティを確保しておいてもらわないといけないと。
- 委員 員 金融機関口座情報というのは、口座番号だけでしょうか。それとも、口座の内容も分かってしまうのでしょうか。
- 高齢福祉課 PiTaPa カードの番号に、この金融機関、この PiTaPa カード残高という情報がセットになります。口座情報は、口座振込みに必要な口座番号だけです。
- 委員 員 赤④「チャージ残高」と赤⑨「振込状況」を PiTaPa カード発行システムからシステム内フォルダで受け取りますが、データベース的に考えると、管理用データベースがマスターで、システム内フォルダはスレーブになっているわけですが、なぜスレーブに入力して直接マスターに入力しないのですか。マスターに入力して、そこから取ってくるようなデータフローが一般的かと思うのですが。管理用データベースに、PiTaPa カード発行システムから届いているデータは、システム内フォルダを経由して入力されているのですよね。
- 高齢福祉課 システム内フォルダは、復号化と暗号化のみを行うことになっております。
- 委員 員 復号化と暗号化はここでしかできない、ということですね。
- 高齢福祉課 敬老優待乗車証システムの中に、復号化と暗号化のソフトが入っておりまして、そこで処理するということです。
- 委員 員 管理用データベースのところでは、復号化・暗号化ができないということですね。
- 高齢福祉課 はい。

- 委員 暗号化しているのは、スルッと KANSAI とデータをやり取りする、チャージ残高、振込状況、総合振込みデータだけであると。他のデータは暗号化されていないと。
- 高齢福祉課 内部でやり取りをする際には、暗号化はされていません。
- 委員 管理用データベースというのは、他のシステムからも情報が来るのかと思うのですが、設計としてはクライアントというか、スレーブの内側の方で暗号化したデータを保存しなさい、というようなシステム構成になっているのでしょうか。
- 高齢福祉課 管理用データベースにつきましては、あくまでも住民の方から申請いただいた紙媒体の情報を入力するという、それだけの作業になっております。復号化したデータをここで突合するという作業は行いますが、他のシステムから、敬老優待乗車証システム以外のシステムからデータが届くというものではございません。この管理用データベースは、神戸市の基幹情報システムにつなげるのですが、それはデータをやり取りするのではなく、事業者がこの管理用データベースを適正に取扱っているかを神戸市が常時監視する、という趣旨でございます。情報連携のためというよりは、作業用のデータベースということになります。
- 委員 管理用データベースは、マスターではないということでしょうか。
- 高齢福祉課 ここでデータの作業をすると。そのデータを DVD に落として、福祉情報システムに送る、ということになっております。
- 委員 では、データベースのマスターはどこにあるのでしょうか。データベースというのは、元々データが入っているマスターがあって、それに対していろいろなシステムがアクセスして、常にマスターには基本となるデータがあって、それを部分的に取ってきてスレーブ側でいろいろ加工したりするというものですが、この図の中には、全体的なマスターは書かれていない、ということでしょうか。
- 高齢福祉課 管理用データベースで振込先のデータを作るのですが、それをずっと管理用データベースに置いておいてメンテナンスするというよりは、振込みをこれだけしてくださいというデータを作るということになります。そのデータをずっと持っておいて、将来に向けて運用していくというものではございません。振込みがされれば、作業は完了ということになります。

ます。金額が違ふとか、振込みがされていないというような問合せがあった場合に、この管理用データベースにあるマスターのデータベースを検索してお答えするのですが、これをずっと保有して将来何かに運用するという性格のものではございません。

○委員 員 では、どのくらいの期間、保有しますということは、決められているのでしょうか。

○高齢福祉課 基本的には公文書管理規程に則ることになります。重要なものは10年ですとか、あるいは一般的な支払い関係書類は5年ですとか、そのようなルールに従うことになります。

○委員 員 それは諮問資料に記載しておく必要はないのでしょうか。

○高齢福祉課 公文書管理規程に明記されておりますので。

○委員 員 記載されないのは、公文書管理規程に準ずるとというのが、暗黙の了解ということでしょうか。

○高齢福祉課 紙かどうかを問わず、保有情報については公文書管理規程に基づいて管理することとなっていますので、その部分については諮問資料に含めておりません。

○委員 員 他にご質問がございませんでしたら、この諮問案件について審議会としての答申の方向性をまとめたいと思います。
有効期限を迎える敬老優待乗車証（ICカード）の更新手続きとチャージ残高の払戻し、及び新規交付手続きを行うにあたり、行政事務センターにおいて郵送による申請の受付システムを構築することは、手続きを行う高齢者の負担軽減に寄与するものであり、市民サービスの向上に資すると認められること、また、個人情報の保護措置も徹底される予定であることから、本審議会の意見としましては、「妥当」であるといいたしたいと思います。

④子ども・子育て支援新制度の利用認定申請にかかる電子申請等の導入について

行財政局総務部行政経営課から、子ども・子育て支援新制度の利用認定申請にかかる電子申請等の導入について、第11条（電子計算機処理の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

- 委員 員 ただいまの説明につきまして、ご質問がありましたらお願いします。
- 委員 員 10 ページ 11 ページに業務工程、データの流れ、接続形態が書かれていますが、マイナポータルや兵庫県電子申請共同運営システムからデータを取ってきて、入ってきたところから諮問内容になるかと思うのですが、受託事業者が若干のデータ処理をしてくれるということで、直接使えるもの、受託事業者から来たものが福祉情報システムというところで統合されて保存される、という理解でよろしいですね。
- 行政経営課 はい。
- 委員 員 それはセキュリティが担保されていると。
- 行政経営課 はい。
- 委員 員 11 ページの図で、申請者と区役所で面談するというので、この際に、10 ページの図では最後に保存された情報を使って決定通知書を交付するのかと思うのですが、本庁と区役所で、結局、何をやって申請者に結果が示されることになるのでしょうか。
- 行政経営課 10 ページの 1 号認定の作業工程になりますと、1 号認定は特に面談等必要ございませんので、本庁では、お子様の入園に対して市はこれだけの利用料低減の補助を行いますよ、という決定通知を園に郵送します。園から保護者の方にお渡しいただきます。11 ページの 2 号、3 号の作業工程では、区役所に申請者に来ていただいて、本人確認、マイナンバー提示、当該世帯についての要保育の状況の聞き取りをさせていただいた上で、区役所で、どの方にどの園に入っていたかという利用調整をいたします。
- 委員 員 申請者が区役所に来られたときに、もう結果が分かるのでしょうか。
- 行政経営課 聞き取りをすべて終え、締め切りの後に、区役所ですべての調整をして決定された後に、一斉に通知します。
- 委員 員 そのあたりの過程は、個人情報とは関係ないので、面談するところまでが今回の諮問の対象で、それ以降の情報は保存されて利用されるという対象にはならないということが前提で、この図が書かれているということですね。

- 行政経営課 はい。
- 委員 申請者から届出される情報なのだと思いますが、条例 11 条の諮問の項目にある「来所予約システム取扱情報」に、5 つほど項目が挙げられていますが、これは図中の統合管理パソコンで見ることができるということでしょうか。この点についてのセキュリティの記載がないように思うのですが。
- 行政経営課 統合管理パソコンにつきましては、私どもが通常業務で取扱っている電子メール送受信ですとか、あるいは LGWAN に接続している端末でして、区役所で職員が職員証、パスワードで管理しておりますし、アクセスログも保存しております。
- 委員 他にご質問がございましたら、この諮問案件について審議会としての答申の方向性をまとめたいと思います。
子ども・子育て支援新制度において、幼稚園や保育所、認定こども園等の利用に際しての、教育・保育給付にかかる支給認定申請の受付にあたり、国のマイナポータル及び兵庫県電子申請共同利用システムを利用して電子申請を導入し、行政事務センターにおいて電子申請及び郵送申請の受付処理を行うこと、また、支給認定にあたり、申請者と各区こども家庭支援課の面談が必要な場合において、電子メールとインターネットを利用した来所予約システムを導入することは、申請のための区役所への来所が不要となる等、申請者の利便性の向上に寄与するものであり、市民サービスの向上に資すること、また個人情報の保護措置も徹底される予定であることから、本審議会の意見としては、「妥当」といたしたいと思います。
- ⑤障害者総合支援法指定事業所管理システムの情報項目の追加について
保健福祉局障害福祉部障害者支援課から、障害者総合支援法指定事業所管理システムの情報項目の追加について、第 11 条（電子計算機処理の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。
- 委員 ただいまの説明につきまして、ご質問がありましたらお願いします。
- 委員 （質問なし。）
- 委員 特にご質問がございましたら、この諮問案件について審議会としての答申の方向性をまとめたいと思います。

障害者総合支援法指定事業者管理システムにおいて、相談支援事業所の指導監査等に必要「相談支援専門員」に関する情報項目を追加すること、また、従前、紙媒体によって管理してきた、児童福祉法に基づく障害児通所支援事業について、事業所数の増加に対応し、国保連に給付費審査・支払事務を委託するため、事業所管理者情報の項目を追加することは、障害福祉サービス等事業や障害児通所支援等事業における、事業所に対する指導監査等の正確・迅速な実施、及び給付費審査事務・支払事務の正確性・効率性の向上に寄与するものであり、公益に資すること、また、個人情報の保護措置も徹底される予定であることから、本審議会の意見としては、「妥当」といたしたいと思います。

⑥防犯カメラの設置について

住宅都市局住宅部住宅管理課から、防犯カメラの設置について、第7条（収集の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

- 委員 ただいまの説明につきまして、ご質問がありましたらお願いします。
- 委員 カメラ設置の前提、現状に関わる所でいくつか教えてほしいのですが、1つ目ですが、警察への通報事案が4件ということですが、おそらく通報には至らないが、不当要求行為が疑われる悪質なものなどいろいろあると思うのですが、そういう疑われるケースを含めて現状どの程度そういう要求があるのかというのが1つ。今、それに対してどういう対応をしているのか。1つは記録化、あるいは複数の職員での対応等いくつか考えられるのですが、その辺の対応をどうしていらっしゃるのか。もう一つ、他の自治体でも同様の状況と思われませんが、カメラの設置について、他の自治体ではどういう対応をされているのか、その辺の現状を教えてくださいたいと思います。
- 住宅管理課 現状ですが、市営住宅の管理は指定管理制度ということになっておりまして、民間の事業者が窓口を持っておりまして入居者が相談等ある場合はそちらへ参ります。そこで納得いかない場合、不服であるという場合に市役所の住宅管理課へ来るということになります。きっちりチェックをしているわけではありませんが、1日に数件、5、6件が住宅管理課の窓口に来られているということです。その中で、これも感覚的なものになりますが、月に1~2件程度、声を荒げるといった行為、そういった威嚇的な話のしかたをする方が来られるという状況です。その中で昨年度は4件、警察に通報をしたということです。そのうち1件は窓口のカウンター越しに胸倉をつかまれたというようなことがありました。そ

のほかは、怒鳴りながら執務室のほうへ入ってこようとする等ということがありましたので、警察へ通報させていただいたということです。付け加えさせていただきますと、警察へ通報しますと、昨今のことで、防犯カメラはつけてないのかというような話がありまして、このような職場であれば、つけたほうがよいのではないかとというアドバイスもありまして、今回諮問させていただいている次第でございます。それと現状どのような対応をしているかということでございますが、住宅管理課のほうで不当要求があった場合の対策の要綱と申しますか、ルールをつくっております。お話に出ましたが、一人ではなくて複数の人間で対応すると。ちょっと様子がおかしいなという状況がありましたら、住宅管理課は横に長くて窓口が一番左の前にありますので、一番奥の職員が、職員の危険でありますとか暴力行為があったというときには、警察に通報する役割をします。事前に役割分担をして対応するというようにしております。昨年度4件おこりました件については、そのルールにもとづいて通報したというような形になっております。他都市の事例ということですが、他都市で防犯カメラについて設置しているかという情報を持っておりません。

- 委員 現状の厳しさというのわかりますが、プライバシーもかかわるということで、当然やっぱり他都市での対応というのは、参考にされて対応するというのは必要なのかなと思います。それと声を荒げるとか暴力というものと、要求している内容が不当なものであるということは、必ずしも一致しないところがありますよね。そういう、暴力とか威嚇を伴わない不当要求行為というのはあるんでしょうか、それなりに。
- 住宅管理課 ルール以外で市営住宅に入居させてほしいであったりとか、家賃の面で条件にあってないのに減免をしてほしいであったりとかそういった話は窓口に限らず電話等でもかなり多くあるのが現状です。
- 委員 実際に警察に通報するのは、やはり暴力を伴うような悪質なものに限りということでしょうか。
- 住宅管理課 そうです。実際に窓口で職員に被害が及ぶのではないかと、あるいは実際に及んだ場合についてそういう対応を取っております。
- 委員 先ほどの対応のところ記録化というのは当然されているのでしょうか。
- 住宅管理課 不当要求、そういった威嚇行為があった場合については記録を残しておりますが、月1件2件、声を荒げるといったようなところについて具体

的に記録を残しておくといったようなところまではいっておりません。

- 委員 お聞きしておりますと、女性は窓口になれないですね。
- 住宅管理課 女性の職員もおりまして、窓口に立っております。
- 委員 相手からすれば、くみしやすしとして大変なのではないのですか。
- 住宅管理課 しっかりした女性職員が、滞納の係長におりまして、まずは男性の職員が出て行きまして、ダメな場合、その女性の係長が対応するということもございます。
- 委員 防犯カメラは具体的に何台設置されるのか、それから、撮影時間が原則として常時と書かれていて後のイメージ図で 24 時間と書いてありますが、これは窓口業務があいている時間がということではないのですか。
- 住宅管理課 まずは台数ですが、住宅管理課の入り口のところに受付があります。そこを写す 1 台だけを考えております。それと時間ですが、機械的に常時撮影するものが通常ということでしたので、常時又は 24 時間という書き方をしておりますが、実際に必要なのは 8 時 45 分から 5 時 30 分が勤務時間でして、たまに時間ぎりぎりに来て粘られる方がおられますので、夜でしたら 7 時くらいまでが必要なのかなと考えております。
- 委員 4 ページの 5 行目くらいに「記録装置に記録されたデータについては」とあるのですが、ここだけが「記録された」と使われていて、ここはおそらく「保存」ですよ。あと、以降は全て「保存」だと思うのですが。次の行に「終了している場合には」とあって、たまたま気づいたような印象を受けるので、普通「終了した場合には」とか「終了後直ちに」になっていて、後ろの規定を見るとそういう文言になっていましたので気になりました。それから、使用基準を呼んでいまして、例えば 7 ページの「データの保管及び廃棄」ということで 8 条 4 項ですね。ここに、9 条にもとづいてデータを提供する際に、「作成したデータ」とあるのですが、データは作成しないですよ。これは多分、転写するとか複製するとかという話ではないですかね。「データを作成する」という文言が気になったので。複製してどこかに提供するために記録媒体に記録したデータは、5 年間は保存すると。ただし、データ及び媒体ともに削除する、そういう話ですね。
- 委員 防犯カメラの設置というのは、安易に認めるわけにはいきませんので、

必要性があるかどうかということが大事だと思うのですが、先ほどいろいろご説明もありました3ページの趣旨・目的のところでは不当要求行為を受ける機会が相対的に多い職場だと、あるいは粗暴な言動や威嚇行為に比較的多く遭遇していると書いてあるのですが、市のいろいろな部署で、この住宅管理課が一番そういう危険が高いところだといえるのですか。

○住宅管理課 われわれはそのように思っております。年に4回も警察事案が出てくるということについて、職員の安全ということが非常に心配ですので、かなり危険な、そういった事案が起こりやすい職場であると認識しております。

○委員 他にご意見ございませんか。特にご意見がないようでしたら、審議会の方向性をまとめたいと思います。いろんな部署の中で危険な状況に遭遇する機会が多いところだということですので、そうことを前提にしまして、住宅管理課受付に防犯カメラ等を設置して、不当要求行為等に係る動画等を記録できるようにすることは、不当要求行為等の抑止及び発生時の迅速・適切な対応に寄与することになる。ひいては市民に信頼される公正・公平な職務の執行と安全確保の観点から、公益に資すると認められます。さらに個人情報の保護措置も徹底される予定であることから、本審議会の意見としては、「妥当」であるという結論にいたしたいと思います。

⑦類型事項の改訂について

市民参画推進局参画推進部市民情報サービス課から、類型事項の改訂について、第33条第2項（個人情報保護制度に関する基本的事項若しくは重要事項）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

○委員 ただいまの説明につきまして、ご質問がありましたらお願いします。

○委員 （質問なし。）

○委員 制度運用研究会を立ち上げ、1年に渡って類型化について検討してまいりました。大変慎重な審議を経て取りまとめられたものとしまして、特にご意見ございませんでしたら、本審議会の意見としては、「妥当」といたしたいと思います。

○委員 それでは、本日予定された議事は以上で終了しました。なお、本日審議

いたしました、9件の諮問への市長への答申文ですが、審議会としての方向性については結論が出ていますので、文言等の調整は、私に一任いただけますでしょうか。

○委員 異議なし。

○委員 それでは、これもちまして、第80回 神戸市個人情報保護審議会を終わりたいと思います。ありがとうございました。